

研究論文

技能実習生のリプロダクティブヘルス・ライツに関する考察

—東広島市の技能実習生の事例をもとに—

岩 下 康 子

A Consideration on Reproductive Health Rights of Technical Intern Trainees Based on the Case of Technical Intern Trainee in Higashi Hiroshima City

Yasuko Iwashita

1. はじめに

2020年11月、広島県東広島市の住宅で乳児の遺体が見つかった。同日、死体遺棄容疑で逮捕されたのは、農業の技能実習生として2020年1月に来日したベトナム人女性だった。彼女は、自宅とされる寮で女兒を産んだ後、必要な保護をしなかったために女兒を死亡させ、遺体を放置したことで身柄を拘束され、それから約1年半、2022年5月31日の判決日まで拘置所での生活を送ることとなった。

同年の2022年3月に国連機関は、意図しない妊娠が世界の妊娠の半数にあたる年間1億2,000件あまりにのぼるとし、これらがすべての妊娠の48%にあたることを発表した。さらに、こうした妊娠の61%が人工妊娠中絶に至るとし、安全ではない中絶によって、700万人を超える女性が入院する事態に陥っているとす (NHK web)。日本でもコロナ禍において、女性が望まない妊娠に至るケースが増加するというニュースが報道された (朝日新聞 digital, 読売新聞オンライン他)。パンデミックや大災害時には弱い立場の女性や子どもに暴力などが向かいやすいことが指摘されており、妊娠、出産という産む性を宿命づけられた女性が公の場で断罪される事態も起きている。

女性技能実習生の妊娠や出産に関しては、制度を創設した政府においても、運用

する監理団体や企業においても、意図的に蓋をしてきたことが今回のような大きな事件につながったことが示唆される。期限付きの還流労働者は、恋愛もしなければ妊娠もしないかのような制度設計により、技能実習生の送り出し国では、派遣の際に「妊娠禁止規定事項」などの条項を盛り込ませることにつながった。

技能実習生を雇用するある企業に取材した際、経営者が本音をこう漏らした。「近隣の技能実習生に妊娠問題があったので、うちの技能実習生がそうなるのは困るから、他の技能実習生と交流させないようにしている。」その経営者は、技能実習生を守るためだと語っていたが、個人の自由を制限する人権侵害であることに思い至らないことに驚いた。人間としての権利を封じ込め、単に労働させるだけの存在としてしか技能実習生をみていないことに心底落胆したが、このような制度を認め、彼らの労働の恩恵にあずかっている国民一人ひとりが同じ立場であることも痛感した。

こうした事例の背景には、技能実習生が期限付きの労働者にすぎず、妊娠、出産を経て長期に日本で働くことが想定されていないことや、日本の労働環境がそもそも妊娠、出産をネガティブに捉えていることがある。日本社会には経済成長を是とする価値観が根強くあり、男性中心の企業雇用労働は一つの生き方モデルとして定着しているために、いまだ男性の再生産活動への参画は少ない。厚生労働省の発表によると、女性の育休取得率が約90%であるのに対し、男性の育休取得率は2021年時点で18.9%にとどまっている。

技能実習生の妊娠に係る事件として早期に取り上げられたものに、2010年の富山県の中国人技能実習生の妊娠事例がある。該当の技能実習生は食品加工会社に勤務していた際に妊娠が判明し、監理団体によって無理矢理帰国させられそうになるという事態に直面した。本人は、母国の送り出し機関から「妊娠禁止規定事項」について説明を受けており、このような不適切な契約内容が常態化していたことも明らかにした。彼女は帰国を免れたものの心労が重なり、流産するという悲劇に見舞われている。人の命に対する軽視、技能実習生を人として扱わない究極の事例が示されたのである。

しかしながら、政府が「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取り扱いについて」という注意喚起を提示するのは、この事件から9年後の2019年になってからである。この間にも、多くの女性技能実習生が妊娠したことにより帰国させられた事例は数多くあると推察する。2021年の国会で牧山議員の質問に答える形で明らかになったのは、技能実習困難時届における妊娠・出産を理由にしたものが、2017年11月から2020年12月の3年2か月間に、637件であったことだ（牧山ひろえ活動報告、2021）。その後の厚生労働省の回答で、技能実習の再開にこぎつけたのは11件にすぎないことがわかった。

技能実習生にとって技能実習の最大の目的は、お金を稼ぐことである。3年間、しっかりと働いてお金を稼ぎ帰国したいと誰もが願っている。妊娠して、技能実習を中断したいと思う人はいない。制度を利用するには「妊娠したら帰国」させると送り出し機関で聞いてくる者もいれば、口コミやSNSなどで同様の情報を得ている者もいる。つまり、「妊娠したら帰国する」事例は数多く存在するのである。

なぜ、技能実習生は望まない妊娠をしなければならなかったのか。妊娠を禁止するのではなく、妊娠を予防するための情報は与えられていたのか。また、妊娠は女性一人で成立するものではないが、妊娠後はすべて女性に責任が問われている現状には疑問を感じる。さらに、妊娠した際に受けられる支援に関する情報が少ないのはどうしてなのか。

産むことを宿命づけられた女性は、その性からは逃れられない。一方で、技能実習生の日本の労働市場における地位は低く、制度の中における権利を鑑みると、「妊娠することは許されない」のである。本論文では、冒頭のベトナム人女性技能実習生の事件を元に、女性と労働環境、そして女性技能実習生のリプロダクティブヘルス・ライツについて考察する。

2. 東広島の技能実習生

2-1. Sさんの背景

ベトナム北部バクザン省出身のSさんは、農業の技能実習生として2020年1月に来日した。ベトナムには農業を営む両親と兄夫婦、離婚した夫との間に生まれた幼い娘が1人いる。ベトナムでは繊維工場で働いていたが、家計を支え、子どもに良い暮らしを与えたいと考え、技能実習生に応募した。これは、Sさんが思春期の頃、台湾に出稼ぎに行っていた母親の影響も大きい。

会社によると、勤務態度はまじめで大きなトラブルもなかったという。日本語はベトナムの送り出し機関で半年間学んだが、簡単なあいさつができる程度で、日本語による意思疎通は困難だった。

来日直後に、同じ技能実習生のベトナム人男性と交際関係になった。2020年3月に体の異変に気付いて広島市内のクリニックを受診し、妊娠が分かった。Sさんは、すぐに中絶することを決め、最初の病院で、言葉が分からないながらも意思を伝えたとこころ、Sさんの寮からは遠方であったため、医師からSさんの近所にある病院を紹介された。紹介された東広島市の病院を訪ねると、日本語が分からないことを理由に受診を拒否されてしまう。Sさんは、日を改めてもう一度、その病院を訪問している。日に日に大きくなる腹部を目の当たりにして、心細くなったのであろう。しかし、2度目の受診でも、通訳がないことを理由に受診を拒否されている。なお、公判では、病院名は明かされず、該当の病院からは「受診記録がないため、本

人が来られたかどうかについては確認できない」というコメントが得られたにとどまっている。交際相手に妊娠のことを相談すると連絡を絶たれ、同僚の技能実習生にも助けてほしいといえる間柄ではなかったSさんは、言葉通り孤立無援の状態に陥ってしまった。

大きくなったおなかを抱えながら、Sさんは出産前日まで働き続けている。職場の人は、最近太ったとは思っていたが、妊娠していることはわからなかった、と語る。なお、技能実習1年目の技能実習生には、監理団体の訪問が1か月に1回ほど課せられる。技能実習生一人ひとりと個人面談を行い、現在抱えている悩みなどに通訳を通して対応することが義務付けられている。当時、Sさんの監理団体の担当者は、Sさんの体型の変化に気づきながらも、本人が否定したことから病院に連れていくなどの対処は取っていない。公判では「妊娠については気づかなかった」と述べている。

2020年11月11日、Sさんは体調不良を訴えて仕事を早退した。寮で産気づき、出産した。妊娠を隠し続けてきたため、赤ちゃんの泣き声を誰かに聞かれるのではないかと怖くなり、とっさに赤ちゃんの口にテープを貼ってしまった。

Sさんは、自分の体に付いた血をシャワーで洗い流して戻ると、赤ちゃんは動かなくなっていた。赤ちゃんの遺体を部屋にあった段ボールに入れ、庭に穴を掘って埋めた。これはベトナムが土葬を習慣とする国であることに由来する。Sさんは赤ちゃんを埋葬し、弔う気持ちをもっていたが、このまま誰にもばれなければいいという気持ちもあった。

翌日、突然変化した体型と体調について社長に追及され、全てを打ち明けざるを得なくなった。警察が到着すると、署員が遺体を確認し、Sさんは死体遺棄事件の被疑者として拘束された。Sさんには、赤ちゃんを産んでベトナムに帰るという選択肢もあった。わずかだが、帰国して出産後に戻ってきた技能実習生の事例もある。しかし、それらはあまりにも少ない事例のため、技能実習生の間で浸透するまでには至っていない。来日するための送り出し費用に約150万円の支払いがあり、これらが借金として重くのしかかっていたSさんは、悩みながらも「帰国することはできない」と働き続けた。聞き取りによると、当時の月給は約11万円で、大半は母国の両親に仕送りし、Sさんの1カ月の生活費は2万5千円ほどだったという（共同通信、2022）。

筆者は、Sさんが広島拘置所にいる約1年半の間、月1回を目途に訪問を重ねた。最初に面会した際、Sさんが口を開くことはほとんどなかった。質問に対しては、頷くか首を横に振るかであった。身寄りのない異国の地で、予想外の妊娠と医者にすら見放された自分は他にどうしたらよかったのか、やり場のない苦しみでSさんの目は虚ろだった。最後に、何かしてほしいことはあるかと聞くと、「赤ちゃん

(ニーちゃん)のお参りにしていただけませんか」と小さな声で答えた。「(自分ではいけないので)代わりにお願いします」とうつつむいたまま答える姿が今も忘れられない。

その次の面会で、赤ちゃんの眠るお墓の写真を撮って持って行った。そこから少しずつ、Sさんは心を開いてくれるようになった。何度も足を運ぶうち、Sさんは家族のこと、離婚したこと、今考えていることなどをぼつりぼつりと話してくれるようになった。話を重ねて伝わってきたのは、Sさんの自己肯定感の低さだった。自分の考えについて表現することを苦手とし、話の最後には自分は何もできない、といった表現や、全て自分が悪いなどの言葉で片づけようとする傾向が強かった。

コロナウイルス感染症の影響ですべての裁判の予定が後ろ倒しになっていた。さらに、Sさんの裁判が裁判員裁判に指定されたことで、Sさんの公判日程は決まらず、拘束期間は長期化した。あまりにも長い拘留にSさんは疲れ切り、時に弱音を吐き、1年が経つ頃には「眠れない」とつぶやくようになっていた。

2022年5月、拘束から1年半が経ち、ようやく公判が開かれることが決まった。筆者は5月17日、技能実習制度の問題点を指摘するために証人台に立った。技能実習制度の問題点、来日後技能実習生たちが置かれている状況に加え、彼らが帰国を恐れる理由となぜ妊娠を隠すのかについて、裁判員に向けて説明した。2022年5月31日、検察側が懲役4年を求刑したのに対し、裁判長は懲役3年、執行猶予4年の判決を言い渡した。判決理由の中で、裁判長は「妊娠したら帰国、といううわさを信じても仕方ない実態がある」と理解を示し、「社会的に孤立した状態で同情でき、被告のみの責任とするのは酷である」「監理団体や企業が被告にもっと関心を寄せ、コミュニケーションを取ることができていれば、孤立した出産を迎えることは防げた」と指摘した。Sさんの実情に寄り添った判決であったと評価できる。

2-2. バクザン省での再会

Sさんは判決後、速やかに帰国となった。Sさんとは手紙などを通じて帰国後も連絡を取り合い、その後の生活の様子を知らせてもらった。メッセージには「借金、頭痛い」「働く、働く」のような焦りのにじむ単語が並んではいたが、Sさんの生きる力を感じた。もう一度、人生をやり直す気持ちになっていることが伝わってきた。

2022年8月、Sさんの実家ベトナムのバクザン省を訪問した。近隣の工場で仕事を始めていたSさんは、とても忙しくしていたが、家族で訪問を歓迎してくれた。帰国からまだ3か月余りでの訪問のためか、事件のことについて聞くことと歯切れが悪く、今なお自分のことを責めながら、借金の返済のために働く様子が窺えた。

一方で、そんな娘の様子を心配するSさんの母親から、Sさんを取り巻く状況に

ついて聞くことができた。

母親は開口一番、「娘は私に心を開いてくれない。」と悲しそうに切り出した。日本で妊娠したことも知らず、事件が明るみに出てから全てを知らされたことに、深い悲しさと衝撃を受けていた。Sさんの母親は、Sさんに起こったことを自分が母親としてSさんに寄り添えなかったからだと嘆いた。事件が発覚してからは自分を責め続け、日本の司法に対する知識もなく、娘の状況もわからず、ただ一心に祈りを捧げてきたのだという。「周囲の人はなぜ娘を助けてくれなかったのか。」強い憤りの感情も露わにしたが、それは、自分を責める裏返しの表現でもあった。

2-3. 移住労働の連鎖とジェンダー・アイデンティティ

Sさんが物心ついた頃にSさんの母親は出稼ぎに出た。出稼ぎ期間は10年以上に及んでいた。時折帰国することはあったが、Sさんは成人するまでの多感な時期を、母親不在で過ごしてきたのだ。母親の送金により、家を建て、人並みの生活を送ったが、Sさんの心には埋められない空洞が少しずつ広がっていたのではないだろうか。目の前にいるSさんとSさんの母親は、互いの目を見て会話することはなく、意思疎通が不十分であることは明らかだった。まるで赤の他人が並んで座っているかのようにも見えた。Sさんは決して母親の方を向いて話しかけることはなかったのだ。

家族を引き離す移住労働の結果とその残酷な事実がそこにあった。母親は、自分とSさんの母子関係が機能していればこんなことにはならなかったと、何度も口にした。自分に相談してくれたらすぐに帰国させていたことや、妊娠した娘を放置した相手の男性に対しての不快感も露わにした。

母親の移住労働の決断は、紛れもなく子どもたちに良い教育を受けさせ、豊かな暮らしを提供するためであった。父親が農業を営んでいるが、月収2万円に満たない農業の収入では、家族が食べていくのも難しい状況にあった。10年以上にわたる台湾での労働生活を必然だったと母親は振り返るが、引き換えに家族の絆、母子関係は確実に失われてしまったのだ。片親による子育てを否定するものではないが、特に父親が女兒の発達段階において、女性特有の問題に直面する際の困難は想像に難くない。

佐々木(2006)はジェンダー・アイデンティティ研究の観点から、成長過程の社会環境がジェンダー・アイデンティティ形成に関与すると述べる。特に女兒は家庭環境において母親との同一化を通じて、ジェンダー・アイデンティティを発達させていくとする。女性のアイデンティティ発達のキーワードに「関係性」があるとされ、最も身近な存在である母親との「関係性」が女性のアイデンティティ形成や、母性意識の発達や次世代の愛着にも大きな影響をおよぼすとする。また福島(2007)

は、思春期女子の性行動の背景要因として母親への信頼や尊敬といったポジティブ感情があるほど、自分を肯定する認識が高まり、性行動が抑制されることを報告している。

Sさんが日本で行使できるリプロダクティブヘルス・ライツは、日本語能力の低さと技能実習制度の枠の中で、大きく損なわれていたことは明らかである。さらに、Sさんの複雑な生育環境にリプロダクティブヘルス・ライツの受容を妨げる環境要因があったことも理解する必要があるといえる。事件の裏側に隠されている個々の事情について、公判では考慮すべきであろうが、移住労働者の母国での環境を追究することは容易でない。

他国で働き続けなければ、豊かな暮らしや子どもの夢をかなえられない状況がある。これは、ベトナムに限った話ではなく、経済のグローバル化がもたらした全世界的な事象である。ベトナムの経済成長は著しく、2022年 GDP 成長率は約7.7%と最大の伸びを記録している（住友商事, 2022）。しかし、同時に経済の地域間格差も拡大し、農村部における生活水準などはいまだに低いことがわかっている。一方で、インターネットの普及率は高く、豊かな暮らしに関する情報が入るようになったことから、農村部では移住労働が一つの貧困脱出の方法として選択されるのである。

このような経済的動機が移住労働を誘発する一方で、移住労働によって家族の分断や子どもの成長阻害に繋がる事象については、移住労働に関わる全ての国が考慮しなければならないことであろう。とりわけ、日本は、単身赴任での外国人労働者の活用を推進していることから、移住労働者の生活を無視しているといえる。労働者が安心して生活するためにも、再生産過程の場としての家庭と家族の存在を無視することがあってはならない。移住労働者に対する家族の帯同と生活の保障は彼らを受け入れるにあたっての必要な条件として検討していかなくてはならない。

3. 女性のリプロダクティブヘルス・ライツ

1994年、国際人口開発会議で打ち出されたカイロ宣言文において、「必要とするすべての人にリプロダクティブヘルスのサービスを提供し、出産や出産調節の方法を自ら選択できるようにすること。」という内容が採択された（阿藤, 1994）。

リプロダクティブヘルスの概念は、人間の再生産過程に関わる保健ニーズを総合的に把握するために生み出されてきた概念と考えられており、出産調節、不妊、性に関する保健、母性保護、乳幼児の生存と成長及び発達とされる。これに対し、リプロダクティブ・ライツの概念は、1970年代のフェミニスト運動に端を発し、国連婦人の10年、並びに1985年にナイロビで開催された国連国際女性会議を通じて国際的に広まった考え方とされる（JICA, 2004）。この根幹には、女性が出産の有無、タ

イミング、子どもの数についての決定権を持つことであり、その権利の行使に必要な手段についての情報、教育、質の高いサービスが十分に与えられることが条件となる。また、男女の性的関係は平等、相互の尊敬、責任の原則に基づくべきであり、女性は性的関係を強要されないという意味で、「性に関する権利」を持つことも併せて主張される。

現在、リプロダクティブヘルス・ライツは、以下の権利を含んでいる。

- 合法で安全な中絶の権利
- 断種や中絶を強制されない権利
- 避妊の権利
- 情報に基づき女性が生むか産まないかを自由に決定する権利
- 性と生殖に関する教育と教育アクセスの権利
- 性感染症やその他の性に関する教育を受ける権利
- 生理期間の健康の権利
- 女性性器切除のような慣行からの保護

などである。この背景にあるのは、途上国の人口政策が政府による人口増加の抑制目標のもとで強制的な政策が施行されたり、家族計画のサービスの質よりも量が重視されたり、女性のニーズが無視されたりしたことが大きく取り上げられてきたことによる。先進諸国においても、この権利は比較的新しい権利とされ、すべての国で保障されているとはいえない状況にある。

19世紀初頭、イギリスの産児制限運動の指導者のもとに寄せられたのは、「子供を産まないための安全な方法を教えていただけないか」という女性たちからの切実な願いであったという。産児制限に関する記事を連載させたところ、多くの女性から、避妊法や堕胎についての問い合わせが殺到した。堕胎をしてほしいという依頼だけでも、わずか3か月の間に2万通に達したと言われている（萩野、2002）。

アメリカでは、ロウ対ウェイド訴訟によって、1973年に妊娠初期における中絶の容認が認められる判決が与えられ、それまで犯罪とされた中絶が女性の憲法上の権利として認められるようになった。しかしながら、宗教的価値観を背景とする保守派の根強い中絶反対意見が止まず、現在でも世論を二分する。

日本においては、明治以降、刑法堕胎罪によって中絶は犯罪とされてきたが、敗戦後の食料難や住宅難、人口過剰が問題となる中、条件付きで堕胎の違法性を阻却して中絶を行えるようにしたのが1948年に制定された優生保護法という法律であった。1949年には、中絶の適応の一つとして経済的理由が加わっている。刑法堕胎罪は依然として存続していたが、中絶は事実上自由化された状態になっていたのである。その結果、日本の出生率は急速に低下していった（萩野、2014）。

優生保護法のもとで実施された多数の中絶が敗戦後の困窮の中での人口圧迫を緩

和し、日本社会の復興への道のりを後押ししたことは事実である。その後、高度経済成長期を迎え、政財界が一転して出生率の低下と労働力不足を問題視するようになると、1960年代以降、「中絶は殺人である」とする声や優生保護法を改訂して中絶を規制しようとする動きが始まる。妊娠、出産及び中絶という私事であり女性に関わる出来事に対し、女性の性と身体の管理に国家が介入する動きに抗い、「産む、産まないは私が決める」をスローガンに「ウーマン・リブ」運動が巻き起こる。

こうした運動を経て、21世紀の現在、女性は自分の性に関わる権利を取り戻し、自由になったのだろうか。確かに、インターネットの普及により、想像以上の情報を入手することができ、性的行動における選択肢も増加し、多様な生き方も認められるようになった。しかし、女性が自らの身体と向き合い、身体をコントロールする権利は、医療技術が発達した現在においても達成したとはいえない。生殖や妊娠、出産という女性のみが生じる事象は、女性の自己決定がなされているように見えるが必ずしもそうではない。

リプロダクティブヘルス・ライツが理解されるためには、これを中絶の権利とする捉え方を再構成する必要があると伊佐（2009）は述べる。中絶問題の根本的な解決は、そもそも「望まない妊娠」が生じないため、つまり避妊のための意思決定と方策が重要であるとする立場から来る。そして、中絶問題に関しては、現代社会における性行動の問題であり、性と生殖の乖離という事実が厳然としてあると述べる。さらに、性に関する情報が世代を問わず氾濫する中で、教育や家庭において公然と話し合うことがなく、正しい情報が伝わらないという問題を抱えているとする。その結果、望まない妊娠に至ることも少なくない。そして、男性との力関係において避妊の決定権が女性にないことも往々にあることを伊佐は指摘する。

田中（2020）は、日本におけるリプロダクティブヘルス・ライツの実現に必要な中絶や避妊に関して、日本には選択肢が相対的に少なく、移住女性は望まない妊娠や自己服薬による危険な中絶が実行されている場合があると指摘する。命の大切さを強調する道徳はありえても、その命を育む過程における道徳が欠如している、それが今の日本の現状であるといつてよい。

世界保健機関（WHO）は女性の心身負担の少ない薬剤中絶を推奨する（世界保健機関、2013）。こうした中絶薬はアジア各国を含む65か国以上で認可されているという。一方、日本での中絶は、十万円以上かかる外科手術に頼るほかなく、子宮を傷つける恐れのある危惧を用いた搔把法が主流となっている。こうした情報は、技能実習生を含む移住労働者に伝わっておらず、母国で使用可能であった中絶薬は日本では違法にあたることも理解していない場合も少なくない。2020年には、岡山県で違法中絶薬の服薬により墮胎したとされる技能実習生が逮捕されている（弁護士ドットコム、2020）。

図表 1) 避妊法普及率 (女性15~49歳) 各国比較

	世界	日本	米国	ドイツ
避妊実行者	48.5	46.5	61.4	58.1
男性用コンドーム	10.0	34.9	9.3	10.0
リズム法	1.5	2.1	1.4	0.7
膣外射精	2.5	4.5	4.3	0.2
女性避妊手術	11.5	0.6	13.7	4.4
男性不妊手術	0.9	0.1	4.3	2.1
IUD/IUS	8.4	0.4	8.3	6.8
ピル (経口避妊薬)	8.0	2.9	13.7	31.7
注射法	3.9	—	2.3	0.5
皮下埋没法	1.2	—	2.7	0.2
その他	0.8	1.0	1.6	1.5

出典) United Nation (2019) Contraceptive Use by Method

日本で用いられる主な避妊方法は男性主体のコンドームの使用である (図表 1)。田中 (2020) によると、近隣アジア諸国では女性主体の避妊方法がとられているのに対し、日本は圧倒的に男性が主体となっている。また、アジア諸国では、薬局などで手軽に購入できる避妊薬が、日本では医師の処方がないと手に入らない仕組みになっている。これが技能実習生から薬の入手を遠ざけることになっている。また、医療通訳制度が十分に整っていない日本では、技能実習生が医師に避妊などの相談をするのは非常にハードルが高いうえに、妊娠する前提で医療機関に赴くことなど想定されていないのだ。

4. 考 察

労働力が AI によって代替される未来はそう遠くないかもしれないが、現在では労働力と労働者は不可分な存在となる。その際に、労働者の社会的組織として中心を担うのは家族に他ならない。家族は、人間が構成する集団の最も基本的なつながりであり、この社会基盤が労働者の労働力を生み出す源にもなっている。人間が狩猟時代の頃から、血縁を軸に集団を形成して生命をつないできた歴史の先に、現在の社会構成としての家族がある。家族のもとで労働力を再生産する場が与えられ、次世代の労働力を創出する場が築かれている (猿渡, 1998)。

しかしながら、日本の移住労働者の多くは単身生活を強いられ、2019年の改正入管法においては、単身生活が長期化する外国人労働者の受け入れ法案が可決された。外国人労働者は家庭生活を営むことを禁じられ、労働のためだけに日本に在住する

ことが認められているのである。これは、労働者の再生産の場を奪い、精神的な拠り所をまるで考慮しない、非人道的な政策であると考えられる。加えて、日本の地域社会の外国人労働者の受け入れ態勢は未整備で、日本語能力の有無や労働者の権利に係る周知など、日本で生活する上で必要とされる事項に関する規定は曖昧なままになっている。国境を越えてやってくる人たちに対し、労働してくれたらそれでいい、という思惑が透けてみえる。

技能実習制度は制度の施行から30年になろうとしているが、法改正を重ねた現在も技能実習生は低賃金労働者として日本の労働市場に位置付けられている。その立場は労働者として最も弱く、物言わぬ、目に見えぬ労働者なのである。このような状況にある技能実習生にとって、自己表現や安らぎの場が、同胞との関係にあることは当然であろう。そこに、友情や愛情が生じたとしても何の不思議もない。

Sさんの事例によって技能実習生の妊娠・出産問題を一般化することはできないが、裁判官が判決文で述べたように、「全くの孤立状態」で彼女が出産に至った背景から、Sさんがリプロダクティブヘルス・ライツをはく奪されていたことは明らかである。これは、多くの技能実習生が置かれている状況に通底する。医療通訳がいなければ診察できないと突き放した医療従事者においては、Sさんの権利を奪った責任は免れ得ず、日本語の能力向上を支え、生活サポートをするはずの監理団体が10か月を共に過ごしながら、臨月まで見逃していた事実は理解しがたい。さらには、乳児の父親となる男性が法廷の場に現れなかっただけでなく、一片の追及をも受けなかったことは、乳児の父親としての責任逃れであり、Sさんのリプロダクティブヘルスを毀損した存在に他ならない。妊娠は男女双方の責任ある行為の結果であり、女性だけでなく、男性も同様に裁かれる法廷でなければならない。

厚生労働省の調査によれば、妊娠・出産後の技能実習の継続は極めて難しく、「妊娠したら帰国」というのは、うわさではなく実態であることがわかる。技能実習生を労働力として期待する雇用主からすれば、妊娠や出産により労働力を失うことは損失であることは理解できる。しかし、労働力確保は、命の誕生以上に重要視されるものなのだろうか。2018年の新聞記事には、「中絶か帰国かを選べ」と技能実習生に迫る企業の記事が掲載された（朝日新聞、2018）。本来ならば、出産を支え、新たな命を大切にしようとする姿勢こそが企業の活力を養い、人を育て、企業の評価につながるのではないだろうか。

「妊娠したら帰国」であると警告する行為は、リプロダクティブヘルス・ライツの侵害である。技能実習生に対しては男女問わず、日本での避妊及び妊娠や出産についての情報提供が行われるべきだと考えるが、送り出し機関でも、日本入国後の研修でも実際には取り組まれている事例は管見の限りみあたらない。

一方で、ベトナムにおけるリプロダクティブヘルス・ライツも十分とは言えない

状況がある。ベトナムニュース（2019）によると、ベトナムでは年間30万件以上の人工妊娠中絶が行われており、そのうちの約6割が意図しない妊娠であったとされている。背景には、家庭や学校で性についての教育が行われておらず、避妊手段の一つとして中絶手術に至る若者が多いという。技能実習生への直接インタビューの際に聞いた話では、公教育で性教育が実施されることはない、ということである。

こうした状況に鑑み、技能実習制度を利用する若者への教育に性教育を追加することが考えられる。性に対する考え方には個人差や環境による知識の差があるとはいえ、日本の情報がSNSなどで誤った知識となって拡大するのを避けるためにも、必要不可欠であろう。性について公に語ることを憚る慣習に依拠しすぎてしまった社会が、Sさんのような悲しい事件を生んでしまった。今後、このような悲劇を繰り返さないためにも、性教育を充実させ、日本社会の中で、女性のリプロダクティブヘルス・ライツについての啓発を強化することは喫緊の課題である。そして、その先に、移住労働者のリプロダクティブヘルス・ライツが拡充されていくのだと考える。

家族の帯同が認められていない技能実習生が産んだ子どもに「特定活動」の在留資格が与えられることについては、どれだけの人が知っているだろうか。相談支援体制を強化するには、当事者だけでなく、妊娠した技能実習生を支援する側も正確な知識を身に付ける必要がある。技能実習生が、妊娠・出産後、休暇を経てから復職する事例を積み上げ、それらが当たり前にならなければ、Sさんのような事例を防ぐことは難しい。監視団体や受け入れ企業だけでなく、自治体や医療機関、地域の日本語教室、労働組合なども支援者としての関わりを密にしていくことが必要だと考える。

5. おわりに

本論文は、2020年11月、広島県東広島市で起きた乳児死体遺棄事件を通して、技能実習生の労働環境、およびリプロダクティブヘルス・ライツについて考察するものである。

Sさんは、2020年1月に農業の技能実習生として来日し、入国後まもなく交際相手との間に妊娠していることが発覚した。望まない妊娠に至り中絶を決意するが、日本語のできないSさんは医療機関に突き放され、交際相手からも、身近にいる人たちからも支援の手を得ることができないまま、寮で孤立出産した。乳児を死に至らしめたとして逮捕され、1年半の間、拘置所で過ごした後、執行猶予付きで帰国したのが2022年6月1日のことである。拘置所にいる間、筆者とは面会を通じて交流を持った。

Sさんをはじめ、技能実習生は日本でのリプロダクティブヘルス・ライツから遠

ざけられている。単なる労働力として認識され、「妊娠すれば帰国」させられる状況に置かれ、技能実習生は中絶するか帰国するかを決断を迫られることや、妊娠を伝えられないまま孤立出産に至ることがある。日本社会の中では、日本語の壁、医療の壁、情報の壁などによって、技能実習生のリプロダクティブヘルス・ライツは、はく奪されている。

Sさんの場合には、その生い立ちにも影響を受けていることがわかった。同じく移住労働で10年以上もの長い間、家を離れていた母親との間には、通常の母子関係を築くことができず、Sさんは自己肯定感を醸成する機会を失い、思春期の葛藤を抱えたまま少女時代を過ごしてきたことが母親との会話から明らかとなった。一方で、Sさんの妊娠や孤立出産は、十分な情報が与えられていれば予防できたことであると推論される。技能実習生の送り出し、受け入れ機関双方の教育システムが機能していないことが原因の一つであることも考慮しなくてはならない。妊娠した技能実習生を帰国させていたという事実がまかり通ってきたのは、これらの事実を蓋をしてきた行政機関の責任も大きい。

移住労働によって家族の絆が分断され、夫婦関係や親子関係の構築が阻害される事象が起きていることに、移住労働者受け入れ国は意識を改める必要がある。移住労働者の再生産過程の権利も大切に作る社会でなければ、真の共生社会は築けない。

とりわけ移住労働者においては、母国と日本における避妊や中絶の選択肢には相違があることに気づかせる必要がある。これらは正しく伝えられなければならないし、男女が等しく妊娠・出産における責任があると知らせることも重要である。生殖と妊娠及び出産は、きわめて私事ではあるが、母性を保護するのは社会の責務であり、子どもを育てることは人類の義務である。

移住労働者の再生産活動の場を与えられないような労働者受け入れ政策は、見直されなくてはならない。単に労働者として受け入れようとする日本の現在の外国人労働者政策が、女性のリプロダクティブヘルス・ライツも軽視する方向に導く傾向がある。働く人の労働環境も大切だが、同様に生活環境の見直しを願い、移住労働を求める日本が人間と人間の生活を重視する人権先進国になることを切望する。

参考文献

- ・朝日新聞、2018年12月2日、「中絶か帰国 実習生に「選べ」」
- ・朝日新聞 digital、2020年5月12日、「中高生の望まぬ妊娠、コロナ休校で懸念相談が過去最多」、<https://www.asahi.com/articles/ASN5D4J68N5DTLV006.html>。(2022年12月1日アクセス)
- ・阿藤誠(1994) 国際人口開発会議(カイロ会議)の意義—新行動計画とその有効性—、人口問題研究、50-3、pp.1-17

- ・伊佐智子 (2009) わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について, 社会と倫理, 第23号, pp. 57-72
- ・NHK news web, 2022年3月30日, 「意図せぬ妊娠」世界の妊娠の半数年1億2000万件余 国連機関, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220330/k10013558931000.html>. (2022年12月1日アクセス)
- ・共同通信, 「裁判長も同情, 妊娠したベトナム人技能実習生に冷たかった日本」, https://news.infoseek.co.jp/article/47news_kd-47reporters-20220603125258/. (2022年12月1日アクセス)
- ・厚生労働省 (2022) 「令和3年度雇用均等基本調査」
- ・佐々木掌子 (2006) ジェンダー・アイデンティティと教育—性的自己形成における遺伝と環境—, 哲学 (慶應義塾大学三田哲学会刊), 115, pp. 305-336
- ・住友商事グローバルリサーチ, 「ベトナム経済, インフレ低下で金融緩和加速, 強まる景気回復の勢い」 (マンスリーレポート9月号), <https://www.scgr.co.jp/report/survey/2022091655995/>. (2022年12月1日アクセス)
- ・猿渡潔枝 (1998) 労働力の空間移動に関する一考察—「家族」の役割—, 経済論研究, 第102号, pp. 113-128
- ・JICA (2004) 第1章リプロダクティブヘルスの概況, 開発問題に対する効果的アプローチリプロダクティブヘルス, 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所
- ・巢内尚子 (2020) ベトナム人女性技能実習生と妊娠をめぐる課題—コロナ, 継続する性の管理, 奪われる権利, f-visions, No. 2, pp. 70-73
- ・世界保健機関 (2013) 安全な中絶: 医療保険システムのための技術及び政策の手引き 第2版, WHO
- ・田中雅子 (2020) 移民女性のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現に向けた課題—日本で暮らす留学生と技能実習生の妊娠に関する一考察—, 国際ジェンダー学会誌, 18, pp. 64-85
- ・萩野美穂 (2002) ジェンダー化される身体, 勁草書房
- ・萩野美穂 (2014) 女のからだ〜フェミニズム以降〜, 岩波書店
- ・福島裕子 (2007) 中学生の性意識と親子関係や自分自身に対する認知との関連, 思春期学, 26(1), pp. 87-88
- ・福島裕子 (2018) リプロダクティブ・ヘルスケアに求められるもの—ジェンダー・アイデンティティ形成と自己決定を促進する要因から考える—, 岩手看護学会誌, Vol. 12, No. 1, pp. 3-15
- ・VIETJO (2019) 「年間中絶件数30万~35万件, 避妊具使用率は低水準」, <https://www.viet-jo.com/news/social/190924153314.html>. (2022年12月1日アクセス)

- ・弁護士ドットコムニュース（2020）「「帰国させられてしまう」乳児遺棄あいつぐ、技能実習生を追い詰める根深い問題」, https://www.bengo4.com/c_16/n_11229/. (2022年12月1日アクセス)
- ・法務省入国管理局入国在留課・厚生労働省海外人材育成担当参事官室・外国人技能実習機構（2019）妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取り扱いについて（注意喚起）, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001349153.pdf>. (2022年12月1日アクセス)
- ・牧山ひろえ活動報告, <https://makiyama-hiroe.jp/activity/>. (2022年12月1日アクセス)
- ・南野奈津子（2017）移住外国人女性の子育て困難とサポートネットワークに関する研究, 社会福祉学評論, 第18号, pp.1-12
- ・南野奈津子（2017）移住外国人女性における生活構造の脆弱性に関する研究—子育ての担い手としての立場に焦点をあてて—, 人間社会学部紀要, No. 916, pp. 61-74.
- ・United Nation（2019）Contraceptive Use by Method 2019 data book
- ・読売新聞オンライン, 2020年9月29日, 「望まない妊娠, 性被害の相談急増…外出自粛・収入減が影響?」, <https://www.yomiuri.co.jp/national/20200928-OYT1T50117/>. (2022年12月1日アクセス)